

## 第5章 環境形成計画

### 1. 景観計画

#### 1) 読谷村第2次景観計画における村民センター地区の位置づけ

令和5年3月策定の『読谷村第2次景観計画』において、景観の特性や土地利用状況、新たな市街化の動向及び関連計画における位置づけ(国土利用計画、都市計画マスタープラン)等を考慮し、本村のベースとなるエリアが区分されるとともに、改めて景観形成重点地区が位置付けられ、良好な景観形成を図るべく個別の景観形成基準が設定されている。

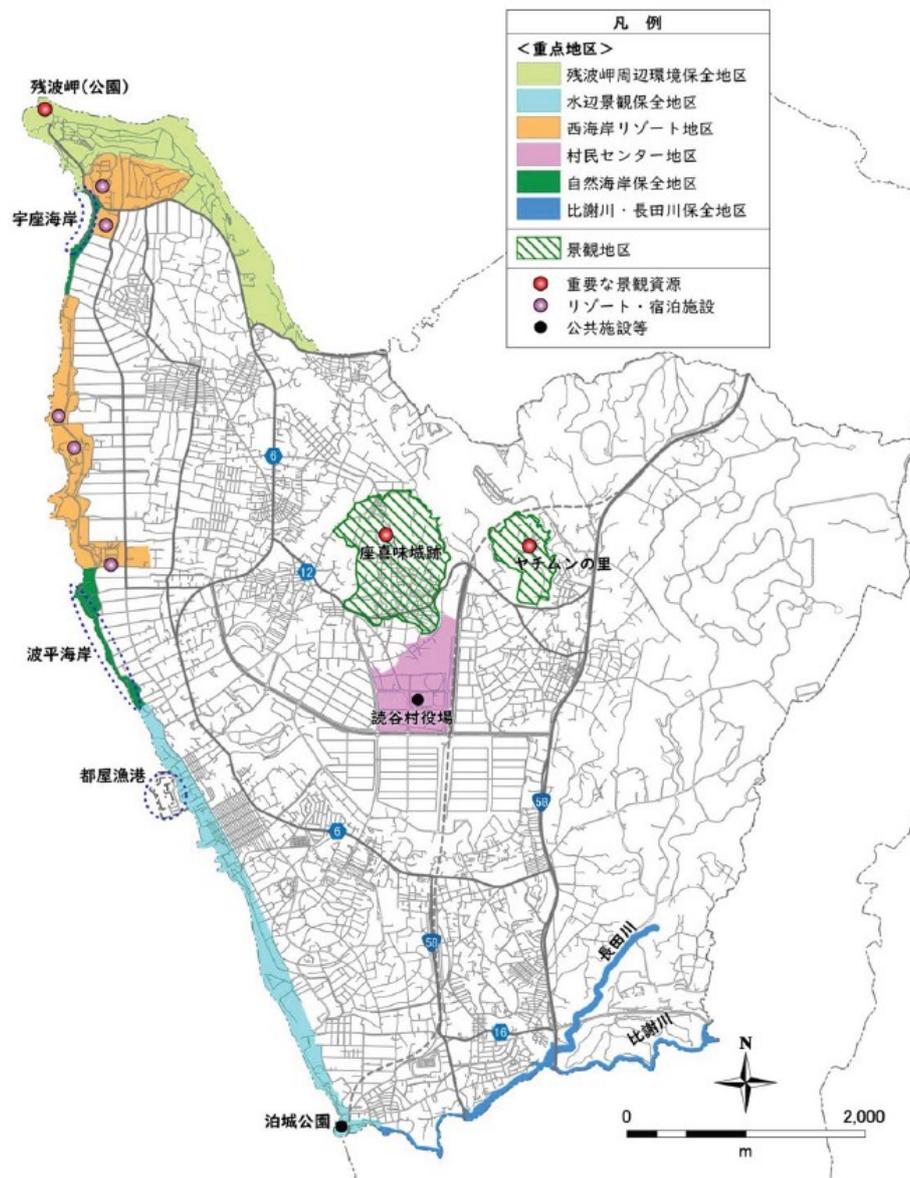
村民センター地区は、以下の点から「景観形成重点地区」に位置づけられている。

○範囲:村役場周辺の公共施設が集積する地区

○地区設定の考え方:

- ・ 本村の交流拠点として、利便性・機能性と良好な景観形成の両立を図る地区
- ・ 座喜味城跡を背景とする景観形成に留意する地区

#### ■景観地区及び景観形成重点地区位置図



## 2) 村民センター地区の景観形成の方針

読谷村第2次景観計画のうち、村民センター地区に係る景観形成の方針は以下の通りである。

- ・ 村民活動の中心地として、景観に配慮した公共公益施設等の整備を図る。
- ・ 座喜味城跡から村民センター地区への眺望及び村民センター地区から座喜味城跡と周辺の緑を臨む景観に配慮し、施設の利便性・機能性を確保しつつ、必要な規模の整備を図る。
- ・ 施設配置の工夫や敷地の緑化等により、大規模でも圧迫感を感じないよう配慮し、周辺の農地景観の開放的な雰囲気と調和した景観形成を図る。

## 3) 村民センター地区の景観形成基準

読谷村第2次景観計画のうち、村民センター地区に係る景観形成基準は以下の通りである。

建築物・工作物に関する基準	
高さ及び配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物・工作物の高さは12m以下とする。ただし、公共公益施設を新築・増改築する場合において、定められている建築物・工作物の高さの最高限度を超える場合は景観上の検討を行った上で景観委員会の意見を聴くこと。</li> <li>・ 公共公益施設の整備にあたっては、利便性・機能性の確保ができる高さ・配置とし、必要な規模を整備すること。</li> <li>・ 座喜味城跡からの眺望に配慮した高さ・配置・規模とすること。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一団のセンター拠点として調和のとれた色彩とすること。</li> <li>・ 開発許可申請または建築確認申請の際に、色彩計画を提出し、村と事前協議すること。</li> </ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発許可申請または建築確認申請の際に、緑化計画を提出し、村と事前協議すること。</li> </ul>

## 4) 村民センター地区内に設置予定の各施設の景観形成の方針

### (1) (仮称)読谷村総合情報センター及び周辺施設

令和4年1月に選定された「(仮称)読谷村総合情報センター及び周辺環境整備事業」の提案内容に示された(仮称)読谷村総合情報センターとその周辺施設の設置に係る景観形成の方針は以下の通りである。

### ■「(仮称)読谷村総合情報センター及び周辺環境整備事業」の提案書の該当箇所(抜粋)

#### 1 建物意匠・デザイン

##### (1) 周辺の緑や建物、眺望との調和に配慮した建築デザイン

長い間この地に根付いている既存樹林のリウキュウマツを生かすような建物配置とし、緑との融和を図ることで、この地の風景や歴史を尊重し、人々の暮らしに深く根付くヴァナキュラー建築を目指します。

時と共に緑に囲まれていく建物とすることで、この地の風景として記憶され、次の世代へ受け継がれる建築を目指します。

##### (2) 折り重なる屋根により集落値を連想させる建築デザイン

南・西側のアプローチ道路からの見え方に配慮し、北側の役場・文化センターの赤瓦屋根を背景に、本施設の赤瓦風屋根が折り重なる、集落地のような景観を形成します。

##### (3) 景観条例に配慮した建築デザイン

読谷村景観条例・景観計画のルールを順守した、圧迫感のない控えめでシンプルな形状とします。

▼(仮称)読谷村総合情報センター及び周辺環境整備事業において該当する景観形成基準

項目	景観形成基準
高さ及び配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ できる限り周辺の樹木の高さ以内に留める。</li> <li>・ 歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない高さ及び配置とする。</li> </ul>
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び意匠とする。</li> <li>・ 屋根は、できる限り勾配屋根とする。</li> <li>・ 建築物が大規模になる場合は、分節化(色彩・素材での分節化含む)等の工夫をする。</li> <li>・ 低層階については、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、賑わい等を演出する。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮した色彩とする。</li> <li>・ (マンセル値:明度8以上、彩度2以上)</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ できる限り本村または本県の景観特性を特徴づける地場産材を活用する。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺景観と調和した、敷地内緑化に努める。</li> <li>・ 敷地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存等により活かす。</li> <li>・ 敷地面積の10%以上を緑化する。</li> </ul>

(2)屋内運動場(ドーム)

令和4年3月策定の『読谷村まちづくり構想策定支援事業基本計画、実施計画』の「屋内運動場(ドーム)」の配置方針は以下の通りである。

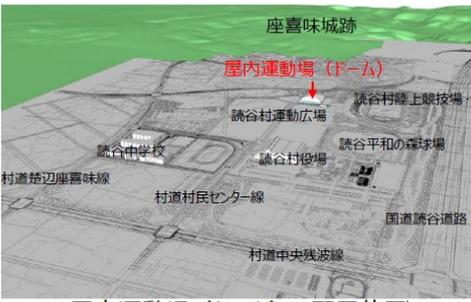
■読谷村まちづくり構想策定支援事業基本計画、実施計画 報告書概要版の該当箇所(抜粋)

## 2. 配置計画の方針

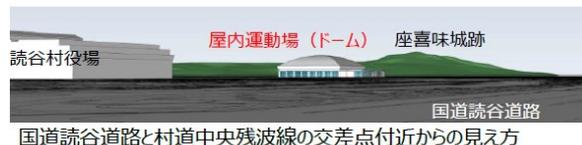
(1) 屋内運動場(ドーム)の配置方針

屋内運動場(ドーム)の配置については、読谷村役場の南側の村道中央残波線沿道から座喜味城跡への景観を阻害しないこと、また、座喜味城跡から見る眺望も阻害しないことを景観シミュレーションで検討した結果、読谷村陸上競技場の西側かつ読谷村運動広場の北側に配置する方針を設定しました。

この位置に屋内運動場(ドーム)を配置すると、読谷村陸上競技場や読谷平和の森球場と一体的な利用が可能であり、スポーツコンベンション誘致拠点として利用しやすい、という利点があります。



屋内運動場(ドーム)の配置位置



国道読谷道路と村道中央残波線の交差点付近からの見え方



村道村民センター線と村道中央残波線の交差点付近からの見え方



上記の交差点より北側へ役場付近まで進んだ地点からの見え方

### (3)メディカル・ゾーン内の施設

現在構想段階である「読谷村メディカルエリア構想」において、メディカル・ゾーン内に医療施設等を設置することが見込まれるが、前述の村民センター地区の景観形成の方針と景観形成基準を順守して整備していく。

## 2. 植栽計画

村民センター地区の植栽について、上位・関連計画の中で示されている方針および現在進行中の地区内の各種施設整備の取組を踏まえた計画とする。

### 1)『読谷村ゆたさむら実行プラン』での取組方針

村民センター地区における植栽計画は、『読谷村緑の基本計画(平成20年3月)』および『村民センター地区植栽・緑化プログラム(平成29年2月)』を踏まえた『読谷村ゆたさむら実行プランーいちゅいゆんたんぎー前期(2018-2022)』に以下の通り示されている。

基本施策1)風水フンジュツウシヨクとしなて悠々と暮らさ(自然と調和した潤いのあるむらづくり)  
施策の方針(5)公園・緑地の整備・保全  
③緑の拠点づくりの推進：  
～村民センター地区において、緑の拠点づくりをめざし、周辺地区を含む一体的な緑化を推進します。～

### 2)『読谷村緑の基本計画』での取組方針

上記の「緑の拠点づくり」について、『読谷村緑の基本方針』では以下の通り示されている。

2-2 緑の課題  
1. 緑の4大拠点づくり  
4)村民センター緑の拠点づくり  
～村民がくつろげる遮光、冬期風衝、飛砂防止のための緑陰・緑被の整備を進め～

また緑地配置の方針について、以下の通り示されている。

3-2 緑に関する施策の方針  
1. 機能別の緑地配置等の方針  
2)レクリエーション系統の緑地配置  
④野球場、運動広場等が集中する村民センターは緑陰・緑被を潤沢に整備し、  
庁舎や文化センターとあわせたスポーツ・レクリエーション緑地として配置する。

### 3) 村民センター地区の緑化の方針

#### 現代のホーグ(抱護)づくり

村民センター地区は、各ゾーンにおいて、既存施設の再整備や、新たな施設の整備を進めている。このように村民センター地区の土地利用は大きく変化しており、新たな環境形成が必要となっている。

ホーグ(抱護)とは、かつて本村の各集落が備えていた集落全体の防風・防潮林のことである。かつての琉球は抱護の緑を創り育て人々の安住を図り、その景観は庭園のように美しかったと伝えられている。

村民センター地区は、この豊かな緑で訪れる人々の心を癒す「ホーグの精神」を受け継ぎ、村内の主要な緑の拠点として周辺地区との一体的な緑化を進めるとともに、地区内においては緑陰・緑被を潤沢に整備し、「現代のホーグ(抱護)づくり」を推進する。

#### ■現代のホーグ(抱護)の事例(東京・丸の内)



### 4) 各ゾーンの緑化の方針

現代の抱護(ホーグ)づくりを推進するにあたり、村民センター地区植栽・緑化プログラムの緑化の方針に沿って各ゾーンの植栽計画を行う。

なおアスリートドリーム・ゾーンにおいては先行して修景計画(植栽計画)を定めている。

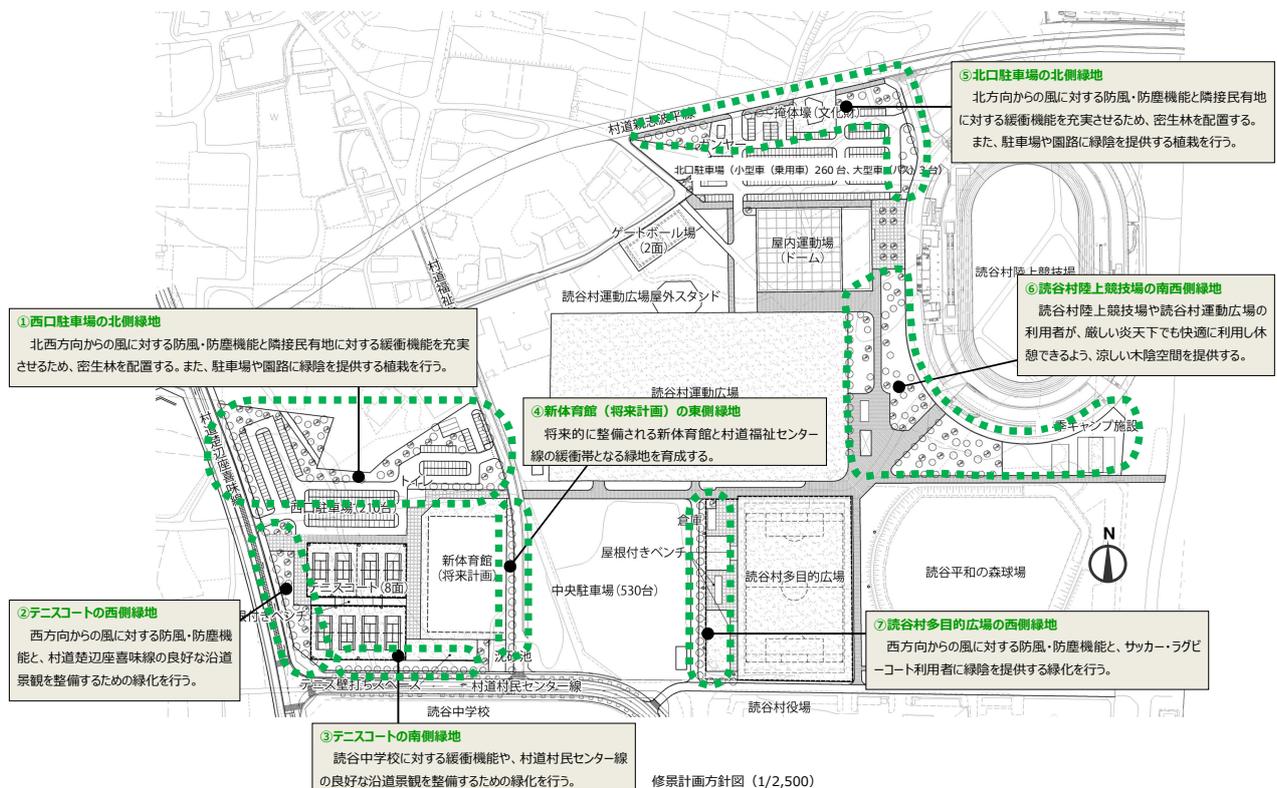
#### アスリートドリーム・ゾーンにおける修景計画(植栽計画)

アスリートドリーム・ゾーンの各施設の外周や園路沿いには、厳しい炎天下でも快適に利用できるよう快適な緑地環境を整備していく。

#### ・ 西口駐車場の北側緑地

北西方向からの風に対する防風・防塵機能と隣接民有地に対する緩衝機能を充実させるため、密生林を配置する。また、駐車場や園路に緑陰を提供する植栽を行う。

- ・ テニスコートの西側緑地  
西方向からの風に対する防風・防塵機能と、村道楚辺座喜味線の良好な沿道景観を整備するための緑化を行う。
- ・ テニスコートの南側緑地  
読谷中学校に対する緩衝機能や、村道村民センター線の良好な沿道景観を整備するための緑化を行う。
- ・ 新体育館(将来計画)の東側緑地  
将来的に整備される新体育館と村道福祉センター線の緩衝帯となる緑地を育成する。
- ・ 北口駐車場の北側緑地  
北方向からの風に対する防風・防塵機能と隣接民有地に対する緩衝機能を充実させるため、密生林を配置する。また、駐車場や園路に緑陰を提供する植栽を行う。
- ・ 読谷村陸上競技場の南西側緑地  
読谷村陸上競技場や読谷村運動広場の利用者が、厳しい炎天下でも快適に利用し休憩できるよう、涼しい木陰空間を提供する。
- ・ 読谷村多目的広場の西側緑地  
西方向からの風に対する防風・防塵機能と、サッカー・ラグビーコート利用者に緑陰を提供する緑化を行う。



### 3. 無電柱化推進計画

#### 1) 無電柱化の推進に関する基本的な方針

令和元年10月策定(令和4年3月一部改定)の『読谷村無電柱化推進計画』において、無電柱化に取り組む目的が示されている。

##### 3.1 無電柱化の取り組み

防災性の向上、安全で快適な歩行空間の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化の必要な道路において推進していく必要がある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行わなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、村民と関係者の理解、協力を得て、読谷村の魅力あふれる美しい街並みの形成や、安全・安心なくらしを確保するため、無電柱化を推進する。

#### 2) 読谷村の無電柱化路線の抽出と選定

無電柱化を進めるうえで、①防災性の向上(緊急輸送道路、避難路)、②安全で快適な歩行空間の確保(補助幹線道路)、③良好な景観の形成(景観形成重点地区)、④まちづくり(土地区画整理事業)の4つの視点で路線を抽出し、防災性、安全な歩行空間の確保、景観の3つの目標に照らし合わせて検討し、無電柱化路線を選定した。

その中で、村民センター地区に接続する路線について、目的と計画期間を以下に示す。

目的	路線名	中期計画 3年～10年	長期計画 10年以降
防災性の向上	中央残波線(1)	○	
	村民センター線	○	
	楚辺座喜味線		○
安全・円滑な歩行空間の確保	親志波平線		○

※ 中期計画…事業開始までおよそ3年～10年

長期計画…事業開始までおよそ10年以降



### 3)新設電柱の占用制限の検討

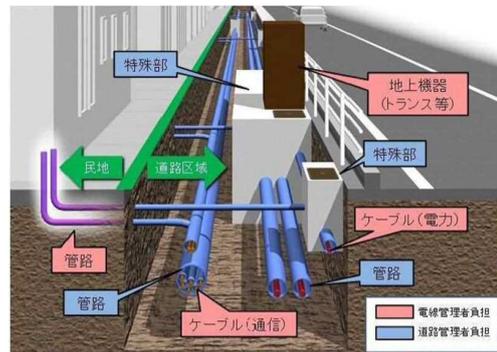
無電柱化法第12条前段では「道路の新設、改築又は修繕に関する事業が実施される場合は、電線を道路上において新たに設置しないようにすること」とされている。また、災害発生時は緊急輸送道路や防災上重要な道路については、道路法第37条に基づき新設電柱の占用を制限することができる。これらを踏まえて、緊急輸送道路として設定された中央残波線及び村民センター線等における占用制限を検討する。

### 4)無電柱化事業の整備方法

村民センター地区の無電柱化を推進するにあたり、各路線の周辺環境に鑑みた適正な整備手法が求められる。以下に各種整備手法を示し、将来の無電柱化整備の一助とする。

#### (1)電線共同溝方式

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線、地上機器を整備する方式。沿線の各戸へは地下から電力線や通信線を引き込む仕組みとなっている。



#### (2)要請者負担方式

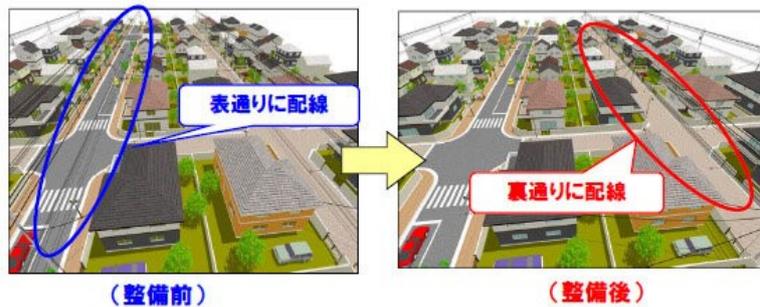
要請者である道路管理者が原則として全額負担し、無電柱化を進める手法。本村では大湾東土地区画整理組合が同方式で一部無電柱化を実施している。

#### (3)裏配線、軒下配線

電線類の地中化によらない無電柱化の手法として、裏配線や軒下配線があり、地域住民との合意形成を図った上で実施を検討する。

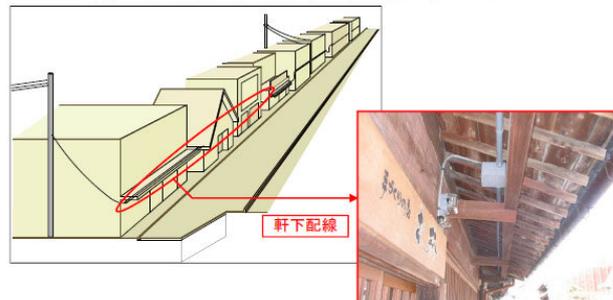
##### ①裏配線

無電柱化したい主要な通りの裏通り等に電線類を配置し、主要な通りの沿道の需要家への引込みを裏通りから行い、主要な通りを無電柱化する手法。



##### ②軒下配線

無電柱化したい通りの脇道に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下または軒先に配置する手法。



#### (4)道路整備事業等に合わせた無電柱化

道路整備事業や区画整理事業などの事業については、無電柱化事業を併せて整備することが効率的であり、現道で実施する無電柱化事業よりもコスト縮減となるため、無電柱化を検討する。

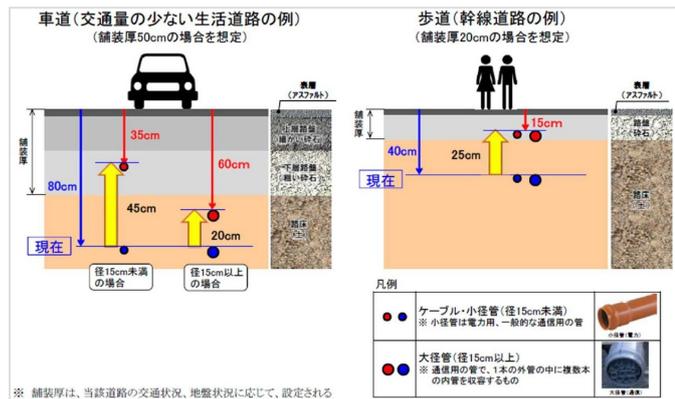
## 5)低コスト手法の検討

従来の電線共同溝方式では、約3.5億円/kmの整備費用を要しており、コスト面が大きな課題となっている。村民センター地区に接続する中央残波線と村民センター線は第2次緊急輸送道路に位置付けられているため、無電柱化を推進する必要がある。

以下に現行の低コスト手法を例に挙げるが、今後技術の進歩により更なる低コストを実現できる場合は積極的に新しい技術を取り入れることとする。

### (1)浅層埋設方式

浅層埋設方式は、管路を従来よりも浅い位置に埋設する方式であり、埋設位置が浅くなることで、掘削土量の削減や、特殊部のコンパクト化を図る事が可能となり、コスト縮減に繋がる。平成28年4月1日より、電線類を従前の基準より浅く埋設するため「電線等の埋設に関する設置基準」が緩和された。



### (2)角型多条電線管(FEP管)埋設方式

安価で施工性に優れた角型多条電線管を地下に埋設する方式である。

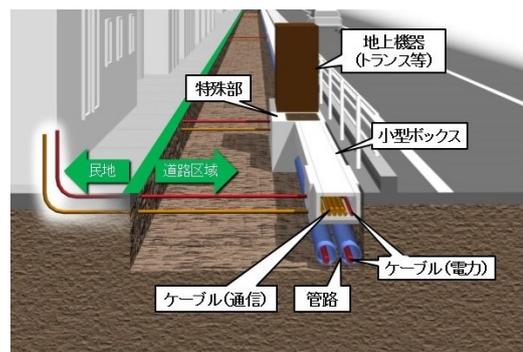
同手法は可とう性があり曲がり配管が容易で、かつ角型で管を密着して施工できるため、従来管路に比べ、管路敷設工で約4割のコスト縮減が可能となる。



### (3)小型ボックス活用方式

電力線と通信線の離隔距離に関する基準が緩和されたことを受け、管路の代わりに小型ボックスを活用し、同一のボックス内に低圧電力線通信線を同時収容する事で、電線共同溝本体の構造をコンパクト化する方式である。

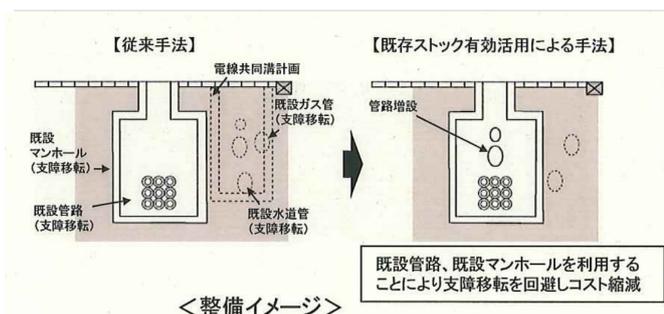
同手法は需要密度が比較的低い地域や需要変動が少ない地域で有効であり、区画整理地内等での実施を検討する。



### (4)既存ストック活用方式

既存ストック活用方式は、既に占用埋設されている管路、マンホール、ハンドホール等の電力設備、通信設備等を電線共同溝として活用する方式。

既存設備を利用して電線共同溝を構築するため、施工規模の縮小や既存埋設物の移設等を軽減することが可能となる。



第3次読谷補助飛行場跡地  
村民センター地区  
跡地利用基本計画

発行年月：令和6年3月

編集・発行 読谷村 ゆたさむら推進部 企画政策課  
〒904-0392 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味2901番地

策定支援 ランドブレイン株式会社 沖縄事務所